

○他の法令による年金たる給付が二ある場合における調整について

昭和52年6月14日地基企第34号  
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和61年3月31日地基企第11号

標記については、昭和61年4月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏のないようにされたい。

記

遺族補償年金と同一の事由について支給される他の法令による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金、国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金又は国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金若しくは寡婦年金）が二ある場合における地方公務員災害補償法附則第8条第1項の政令で定める率は、当該他の法令による年金たる給付に係るそれぞれの地方公務員災害補償法施行令附則第3条第1項の率を合算したものから1を減じたものに相当する率とし、同法同条同項の政令で定める額は、当該遺族補償年金の額から当該他の法令による年金たる給付の額を合算した額を控除した額に相当する額とする。